

「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」 東京都男女平等参画審議会 中間報告の概要

本審議会では、男女平等参画社会の実現を阻害し、深刻な社会的問題である配偶者間の暴力に関する諸課題の解決に資するため、配偶者暴力防止法*施行後の暴力の実態や関係機関の支援の状況を把握し、現状、課題等について検討を重ねた。

この中間報告は、現状及び課題について整理し、対策の方向性を示したものである。

今後、都民及び関係者の意見を参考に、検討を加え、具体的な提言として都へ最終報告を行う予定である。

第1章 配偶者暴力の実態の把握

1 配偶者暴力の概況

配偶者暴力防止法施行後、相談件数、一時保護件数は、ともに急増した。

配偶者暴力防止法の施行が、暴力の状況を顕在化させた。

・都に寄せられた配偶者等からの暴力に関する相談件数の推移

平成13年度 3,334件 平成14年度 7,300件

・都が実施した一時保護件数の推移(配偶者からの暴力を主な入所理由とするもの)

平成13年度 336件 平成14年度 489件

2 暴力被害の実態

被害者は小さい子どもがいる30～40歳代の女性が多い。多くの場合、結婚後1年までに暴力が始まり、長期間、頻繁に身体的・精神的に多種の暴力を受けている。別居後も多くの被害者が加害者からの追跡の恐れを感じている。

加害者からの暴力が子どもにもおよんでいる家庭は5割を超える。また、親の暴力の目撃などによる子どもへの心理的・精神的影響も深刻である。

加害者は、日常のささいなことから、他人の目に触れない家庭の中で暴力をふるっている。他人からは、「温厚で暴力をふるうはずがないと思われている」人が3割近い。無職の者は、1割程度である。

3 関係機関の支援の現状

配偶者暴力相談支援センターでは、被害者に対する相談や一時保護、区市町村の職員等に対する研修及び関係機関の連絡会議の開催など幅広い事業を行っている。

地域においては、福祉事務所を中心に、配偶者暴力に関する相談や被害者の支援が実施されている。

被害者等の支援に関して、子どもの相談支援機関や保健医療機関など様々な機関も係わってきているが、これら関係機関相互の連携は十分なものとはいえない。

第2章 配偶者暴力対策における課題

配偶者暴力の実態を分析し、以下の5つの視点に課題を整理し、検討を進めた。

1 被害者に対する支援の課題

被害者を早期に発見し、早期に対応する取組みが不十分である。

被害者の継続的な心理的ケアや就労など、精神的・経済的自立への支援を視野に入れた対策とその仕組み

づくりが不十分である。

2 子どもへの支援に関する課題

子どもへの影響が問題視されながらも、子どもへの専門的な支援は十分とはいえない。
子どもへの支援に当たって、児童福祉分野との連携が不十分である。

3 加害者への対応

被害者の安全確保と暴力の再発防止のための加害者対策への取組みはほとんどなされていない。

4 早期発見、未然防止のための対策

家族関係や地縁関係の変化などにより、従来の家族、地域の互助機能が働いていない。
「家族」を支える視点からの地域に密着した仕組みが不十分である。

5 連携体制の整備

関係機関間の連携、民間との連携などが不十分である。

配偶者暴力対策を効率的、効果的に行うための都と区市町村の役割分担が明確ではない。

第3章 配偶者暴力対策の方向性

1 被害者が安全と安心を確保し、生活を再建するための支援

相談窓口、一時保護体制の充実

心のケア、就労など生活再建に向けた支援

被害者の状況に応じた総合的な視点からの支援

2 配偶者暴力がある家庭等の子どもへの支援

子どもへのケアシステムの整備

子どもに関する法的な課題の改善

3 加害者への対応

加害者対策の問題整理

暴力を抑制する教育プログラムへの取組み

4 早期発見・未然防止のための支援

身近な地域での早期発見・気づきのシステムづくり

あらゆる暴力の防止

家族機能再構築のための支援

5 連携・ネットワークの構築

支援関係機関の連携・ネットワークの構築

区市町村、都の役割の明確化

* 配偶者暴力防止法：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）